月曜日

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

事

務

局 ::

ベ

第三千三百三十三号

十二月二十七日 平成二十二年 (月曜日)

右 右 の公表..... 建設業者の許可の取消し...... 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定..... 第|種大規模小売店舗立地法特例区域の決定...... 道路の供用の開始..... 道路の区域の変更 救急病院の設置...... 選挙管理委員会 公 告 目 同..... 告 示 次 (経営支援課) ... (水産振興課) (医療薬務課) ... 道 県西 民地 路 同 同 同 同 課 : · :: : : : : : =六 Ħ. Ħ. 三 三. ıΣ 青森県告示第八百八十三号

正

示

平成二十二年十一月三十日号外第九十一号人事委員会中... 誤

(事務局)局)

遣される職員の処遇等)の一部を改正する規則..... 人事委員会規則九(三(外国の地方公共団体の機関等に派

同

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 十和田市立中央病院 | 名称 |
|---------------|---------|
| 十和田市西十二 | 所 |
| 番町 | 在 |
| 四の八 | 地 |
| 十一日平成二十五年十二月三 | 認定の有効期限 |

青森県告示第八百八十四号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十六日まで青森県県土整

平成二十二年十二月二十七日

(1) 平成22年12月27日

の一部を改正する規則.....

人事委員会規則七(三九 (初任給、昇格、昇給等の基準)

人事委員会

人事委員会規則七 一三三 (義務教育等教員特別手当)

ത

同

_ :

(職

員

課 :

L

部を改正する規則......

青森県知事 Ξ 村 申

吾

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | 2 | , J | | 番図号面種道 |
|---------------------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|----------------|
| ij | 直 | ij | 道 | ij | 道 | 路類の |
| 線 | 鶴ヶ坂千刈 | 弓 育 木 糸 | ム 前 白 泉 | 弓 育 木 糸 | 么 白 泉 | 路線名 |
| 青森市大字新城字山田二八の一まで | 青森市大字新城字山田一〇七の七から | 弘前市大字中崎字平野八二まで | 弘前市大字町田字清水二三の一から | 変更の区間 | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 前変 後更 別の |
| 三一・九〇メートルまで一七・二〇メートルから | 三一・九〇メートルまで八・三〇メートルから | 二一・○八メートルまで | 一九・〇一メートルまで九・一七メートルから | 二〇・四九メートルまで一四・〇六メートルから | 一八・二四メートルまで一一・五八メートルから | 敷地の幅員 |
| 一、〇〇五・〇〇メートル | 一、〇〇五・〇〇メートル | 四九三・四〇メートル | 四九三・四〇メートル | 三一三・七〇メートル | ニニニーメートト | 敷地の延長 |
| | | | | | | 備考 |

青森県告示第八百八十五号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年一月二十六日まで青森県県土整

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申

吾

| ∄ | 青森市大字新城字山田四五の一まで青森市大字新城字山田一〇〇の二から | 坂千刈線 | 鶴県ケ道 |
|------|-----------------------------------|------|------|
| " | 弘前市大字中崎字平野八二まで弘前市大字中崎字平野一〇九の一から | 柏線 | 弘県前道 |
| 平成三 | 弘前市大字町田字清水二九の一まで弘前市大字町田字清水二三の一から | 棉線 | 弘県前道 |
| の供期開 | 供用開始の区間 | 線名 | 路 |

公

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

よりその内容を次のとおり公告する。規定により第一種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第二項の規定に中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第三十六条第一項の

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

第一種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

- 一、二六の二、二六の三、二六の四、二七、三〇の八、三〇の九、三一の三、三一、二六の二、二六の三、二六の四、二七、三〇の八、三〇の九、三一の三、三の八、一三の九、一三の一、一三の二、一三の四、一三の五、一三の七、一三八戸市大字三日町一三の二、一三の三、一三の四、一三の五、一三の七、一三
- 2 八戸市大字三日町二六の一、二七の一、二八の一

- 3 4 三、一七の一 町四四の一、八戸市大字堤町一四の一、一五の一、一五の二、一六の一、一六の 町三九、四〇の三、四〇の四、 八戸市大字十三日町一の一、 八戸市大字十三日町一一の一、一二の一、一二の二、一三の一、八戸市大字番 四一の二、四一の三、四二、四三の一、四三の二 一の三、二の一、二の三、三の一、八戸市大字番
- 5 戸市大字十六日町四の一、四の二、 八戸市大字十三日町一七の二、 一七の三、 四の三、 一七の四、 四の四、 四の五 一七の五、 一七の六、 八

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定

準用する同法第三十六条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。 規定により第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第四項において 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号) 第五十五条第一項の

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の内容

- 2 朔日町一、二、三 八戸市大字八日町四三の一、四四の一、 四五 四六、 四七、 四八、 八戸市大字
- 八戸市大字三日町二〇の一、 八戸市大字六日町一六の二、一七
- 3 八戸市大字三日町二一の一、 八戸市大字六日町一四、 一五、一六の一

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

る同条第五項の規定により公表する。 十二月二十八日公表) の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用す 項の規定により、 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成八年法律第七十七号) 第四条第七 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (平成 十一年

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

船 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

おいて水産業は中核的な産業となっている 平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地 額が540億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は として発展してきたハ戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域に 本県の水産業は、平成20年において、生産量が23万8千トンで全国第4位、生産

を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要 このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展

- る陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、 大型内湾であ
- り、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。 地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。 しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、 今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、 減少傾向にあ
- 可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする 加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られ の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増 物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲 るようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々
- 生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。 導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指
- 源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、 水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強 該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター 切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資 代を図ることとする。 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適
- ŝ 引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととす 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても

- 7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 第 2 第 1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項 項 ・ ダイ辞件で海洋生物資源でとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項 ・ ダイ辞件で海洋生物資源のエイスの左の間重なでは同じ、ショウトンにフェスト
- 1 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

| | , | , | | | |
|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----------------|-------------------|
| するめいか | まさば及びごまさば | しないま | まあじ | すけとうだら | 第 1 種特定 海洋生物資源 |
| 平成22年1月~12月 | 平成22年7月~平成23年6月 | 平成22年1月~12月 | 平成22年1月~12月 | 平成22年4月~平成23年3月 | 管理の対象となる期間 |
| 井 | 井 | 州 | 井 | 若干 | 知事管理量 |

2 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 井 | 平成23年1月~12月 | するめいか |
|-------|-----------------|-----------------|
| | 平成23年7月~平成24年6月 | まさば及びごまさば |
| 若干 | 平成23年1月~12月 | まいわし |
| 若十 | 平成23年1月~12月 | まあじ |
| | 平成23年4月~平成24年3月 | すけとうだら |
| 知事管理量 | 管理の対象となる期間 | 第1種特定 海洋生物資源 |

(注)平成23年のすけとうだら、まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいもし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業するこ

ととし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| さめがれい | 第2種特定 海洋生物資源 |
|---|-----------------|
| 小型機船底びき 網漁業(うち手繰 第1種漁業) | 採捕の種類 |
| 青森県下北郡東通村 民屋埼灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 類以東の青森県地先 | 海域 |
| 平成23年5月1日 から平成23年6月 30日まで | 期間 |
| 3 8 8 | 漁獲努力量 (隻日) |

(注)小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

関する事項 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に

びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。 平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並

| さめがれい | 第 2 種特定 海洋生物資源 |
|--|-------------------|
| 機船手繰網漁業 (かけまわし漁 業) | 採捕の種類 |
| 青森県下北郡東通村 尻屋埼灯台中心点と 尻屋埼灯台中心点と 北海道函館市恵山岬 灯台中心点を結んだ 線以東の青森県地先 水面 | 海域 |
| 平成23年5月1日 から平成23年6月 30日まで | 期間 |
| 3 8 8 | 漁獲努力量 (隻日) |

(注)機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種 類のものをいう

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

レイ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。 また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性カ

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調 査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- り組みを進めるとともに、 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取 生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 商号又は名称 株式会社佐藤組
- 代表者の氏名 佐藤 英克
- 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢二の五
- 取消年月日 平成二十二年十月一日

許可番号 青森県知事許可 (特 二〇)

第一五五九号

兀 Ξ

五

取消しに係る建設業の許可

水道施設工事業に係る特定建設業の許可 土木、建築、とび・土工、石、 管、鋼構造物、 は装、 しゆんせつ、塗装、 造園、

取消しの原因となった事実

七

より確認された。このことが、 平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 商号又は名称 株式会社佐藤組
- =代表者の氏名 佐藤 英克
- 主たる営業所の所在地
 西津軽郡深浦町大字深浦字中沢二の五
- 許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第一五五九号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成二十二年十月一日

氏名

七戸

由徳

七

取消しの原因となった事実

六 取消しに係る建設業の許可 電気工事業に係る一般建設業の許可

より確認された。このことが、 平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 丸徳

主たる営業所の所在地 つがる市森田町山田雲崎二九

許可番号 青森県知事許可 (般 一八)第〇〇六四二五号

兀

五 取消年月日 平成二十二年十一月十八日

取消しに係る建設業の許可

六

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

る により確認された。 このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十二年十一月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

選 挙 · 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十二月二十七日

青絲県選挙管理委員会委員長 Ш 村

能

人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

示第五十五号) の一部を次のように改正する。 公職選挙法等の施行等に関する規程 (昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告

目次中

「 第二十一章 海区漁業調整委員会の委員の選挙 (第百五十九条 第百六十一条)

第百五十九条 法人の投票

第百六十条 開票録

第百六十一条 規定の準用

第二十二章 削除

第二十一章

日本国憲法の改正に関する国民の承認に係る投票 (第百五十九条

第百六十二条 削除

第百五十九条 投票所等の表示

第百六十二条

第百六十条 投票用紙等に押すべき印

第百六十一条 国民投票公報の訂正

第百六十二条 国民投票に関するその他の事項

第二十二章 海区漁業調整委員会の委員の選挙 (第百六十三条 第百六十五条)

第百六十三条 法人の投票

第百六十四条 開票録

第百六十五条 規定の準用

に改め、 条に、 「第百六十七条」を「第百七十条」に、「第百六十五条」を「第百六十八条 「第百六十三条」を 「第百六十六条」に、 「第百六十四条」を「第百六十七

「第百六十六条」を「第百六十九条」に改める。

七十条とする。 以下「憲法改正国民投票法」という。) に基づく国民の承認に係る投票」に改める。 基づく審査」を「、最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二十二年法律第百三十六号) に基づく審査及び日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成十九年法律第五十一号。 第百六十七条中「第二百十四号様式」を「第二百十五号様式」に改め、 第一条中「及び最高裁判所裁判官国民審査法 (昭和二十二年法律第百三十六号) に 同条を第百

六十八条とする。 第百六十五条中「第二百十二号様式」を「第二百十三号様式」に改め、同条を第百

六十七条とする。 第百六十四条中「第二百十一号様式」を「第二百十二号様式」に改め、同条を第百

第二十三章中第百六十三条を第百六十六条とする。

第二十二章を削る。

第二十一章中第百六十一条を第百六十五条とする。

四条とする。 第百六十条中「第二百十号様式」を「第二百十一号様式」に改め、同条を第百六十

第二十一章を第二十二章とし、第二十章の次に次の一章を加える。

第二十一章 日本国憲法の改正に関する国民の承認に係る投票

(投票所等の表示)

の門戸には、第二百九号様式に準じて表示をしなければならない。第百五十九条 市町村委員会は、憲法改正国民投票法の規定による投票所及び開票所

(投票用紙等に押すべき印)

(国民投票公報の訂正)

いて準用する。 第百六十一条 第百三十二条 (選挙公報の訂正) の規定は、国民投票公報の訂正につ

(国民投票に関するその他の事項)

第二百十四号様式中「第百六十七条」を「第百七十条」に改め、同様式を第二百十票、国民投票分会等に関しては、この規程に定める衆議院議員選挙の例による。第百六十二条 本章に規定するもののほか、投票人名簿、在外投票人名簿、投票、開

85 85 85

85

86 86 86

86

87 87

87

第二百八号様式の次に次の一様式を加える。 第二百八号様式の次に次の一様式を加える。 号様式中「第百五十九条」を「第百六十三条」に改め、同様式を第二百十号様式とし、第二百十一号。 を「第百六十七条」に改め、同様式を第二百十二号様式とし、第二百十号様式中「第条」に改め、同様式を第二百十二号様式とし、第二百十号様式中「第百六十八条」に改め、同様式とし、第二百十三号様式中「第百六十八条」を「第百六十八条」に改め、同五号様式とし、第二百十三号様式中「第百六十六条」を「第百六十九条」に改め、同五号様式とし、第二百十三号様式中「第百六十六条」を「第百六十九条」に改め、同

第二百九号様式 (第百五十九条関係)

日本国憲法の改正に関する国民投票何市町村何投票所 (開票所)

阼 則

この規程は、告示の日から施行する。

个 事 委 員 今

平成二十二年十二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

則 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規

- 5。 人事委員会規則七(三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を次のように改正(人事委員会規則七)三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を次のように改正

別表第七の医療職給料表□昇格時号給対応表中

| 87 | |
|----------------|--|
| 88 | |
| | |
| を | |
| 73 | |
| 74 | |
| 73 74 74 | |
| 75 | |
| 75 | |
| 76 | |
| 76 | |
| 77 | |
| | |

| | 78 |
|---|--|
| | 78 79 |
| | 80 |
| ł | 81 |
| | 81 |
| l | 81 81 81 82 82 82 82 83 |
| | 81 |
| | 82 |
| | 82 |
| | 82 |
| | 82 |
| | 83 |
| | 83 |
| | 83 |
| | 83 |
| | 83 83 83 84 84 |
| | 84 |
| | 84 84 85 |
| | 84 |
| | 85 |
| | 85 85 |
| | 85 |
| | 86 86 |
| | 86 |
| | 86 |
| | 87 |
| | 87 87 |
| | 87 |
| _ | |
| | に改める。 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

における号給については、なお従前の例によることができる。 認を得て号給を決定することとされている職員を除く。) の当該適用又は異動の日調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 (個別に人事委員会の承料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の2 この規則の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給

平成二十二年十二月二十七日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠

人事委員会規則七 一三三 (義務教育等教員特別手当) の一部を次のように改正す人事委員会規則七 一三三 (義務教育等教員特別手当) の一部を改正する規則

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 教育職給料表(二の適用を受ける者 (第4条関係)

| 再任用 | | | | اللا | 0 | | ŧ | 罪 | | | 9 | | | % | | | 乊 | : | | 皿 | 0 | | 量 | Ē | | E | B | | Ī | Ĥ | | | ₩ | | | | 職区員の分の |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------|--------|
| | 149 | 145から | 133から | 129から | 125から | 121から | 117から | 113から | 109から | 105から | 101から | 97から | 93から | 89から | 85から | 81から | 77から | 73から | 69から | 65から | 61から | 57から | らな85 | 49から | 45から | 41から | 37から | 33から | ろな62 | 25から | 21から | 17から | 13から | 9から | 5から | 1から | 号給 |
| | | 148まで | 144まで | 132まで | 128まで | 124まで | 120まで | 116まで | 112まで | 108まで | 104まで | 100まで | 96まで | 92まで | 88 まで | 84まで | 80まで | 76まで | 72まで | 68まで | 64まで | で 第00 で | 56まで | 52まで | 48まで | 44まで | 40まで | 36まで | 32まで | 28まで | 24まで | 20まで | 16まで | 12まで | 8 # 전 | 4 ま で | 職務の級 |
| 3,200 | | | | | 4,800 | 4,700 | 4,700 | 4,600 | 4,500 | 4,500 | 4,400 | 4,400 | 4,300 | 4,200 | 4,100 | 4,100 | 4,000 | 3,900 | 3,800 | 3,700 | 3,600 | 3,500 | 3,400 | 3,300 | 3,200 | 3,100 | 2,900 | 2,800 | 2,700 | 2,600 | 2,400 | 2,300 | 2,200 | 2,100 | 2,000 | 2,000円 | 1 級 |
| 3,800 | 7,100 | 7,000 | 6,900 | 6,800 | 6,700 | 6,600 | 6,500 | 6,400 | 6,300 | 6,200 | 6,100 | 5,900 | 5,800 | 5,600 | 5,500 | 5,400 | 5,300 | 5,100 | 4,900 | 4,800 | 4,500 | 4,300 | 4,100 | 3,800 | 3,700 | 3,500 | 3,300 | 3,200 | 3,000 | 2,900 | 2,800 | 2,600 | 2,500 | 2,400 | 2,300 | 2,100円 | 2級 |
| 5,100 | | | | | | | | | | | | | 7,500 | 7,500 | 7,400 | 7,300 | 7,200 | 7,100 | 7,000 | 6,900 | 6,800 | 6,600 | 6,400 | 6,300 | 6,100 | 6,000 | 5,900 | 5,700 | 5,500 | 5,400 | 5,200 | 5,100 | 4,900 | 4,500 | 4,400 | 4,200円 | 3 級 |
| 6,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8,000 | 7,900 | 7,700 | 7,600 | 7,500 | 7,400 | 7,200 | 7,100 | 6,900 | 6,800円 | 4 級 |

別表第二 教育職給料表(→)の適用を受ける者 (第4条関係)

| 期 用 任 用 員 | | | | الله | 0 | | 報 | 平 | | , | 9 | | | % | | | Ŋ. | <u>-</u> | |)[| | | | 顕 | | | # | | | Ħ | ì | | 1 | Ħ | | | | 職員の 区 分 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------------|
| | 145から | 141から | ろな251 | 133から | 129から | 125から | 121から | 117から | 113から | らべ601 | 105から | ろは101 | 97から | 93から | 89から | ら458 | 81から | 77から | 73から | 69から | らから | 61から | らな55 | 53から | 49から | 45から | 41から | 37から | 33115 | 29から | 25から | 21から | 17から | 13から | 9から | らゆら | 1から | 号給 |
| | 153まで | 144まで | 140まで | 136まで | 132まで | 128まで | 124まで | 120まで | 116まで | 112まで | 108まで | 104まで | 100まで | 96まで | 92まで | 88まで | 84まで | 80まで | 76まで | 72まで | 68まで | 64まで | 60まで | 56まで | 52まで | 48まで | 44まで | 40ま で | 36まで | 32まで | 28まで | 24まで | 20まで | 16まで | 12まで | 8まで | 4まで | 職務の級 |
| 3,200 | 5,100 | 5,000 | 4,900 | 4,900 | 4,900 | 4,800 | 4,700 | 4,700 | 4,600 | 4,500 | 4,500 | 4,400 | 4,400 | 4,300 | 4,200 | 4,100 | 4,100 | 4,000 | 3,900 | 3,800 | 3,700 | 3,600 | 3,500 | 3,400 | 3,300 | 3,200 | 3,100 | 2,900 | 2,800 | 2,700 | 2,600 | 2,400 | 2,300 | 2,200 | 2,100 | 2,000 | 2,000円 | 1 級 |
| 3,800 | | | 7,100 | 7,000 | 6,900 | 6,900 | 6,900 | 6,800 | 6,700 | 6,600 | 6,500 | 6,400 | 6,300 | 6,200 | 6,100 | 5,900 | 5,800 | 5,600 | 5,500 | 5,400 | 5,300 | 5,100 | 4,900 | 4,800 | 4,500 | 4,300 | 4,100 | 3,800 | 3,700 | 3,500 | 3,300 | 3,200 | 3,000 | 2,900 | 2,800 | 2,600 | 2,500円 | 2 級 |
| 5,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7,500 | 7,500 | 7,400 | 7,300 | 7,200 | 7,100 | 7,000 | 6,900 | 6,800 | 6,600 | 6,400 | 6,300 | 6,100 | 6,000 | 5,900 | 5,700 | 5,500 | 5,400 | 5,200 | 5,100円 | 3級 |
| 6,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8,000 | 7,900 | 7,700 | 7,600 | 7,500 | 7,400 | 7,200 | 7,100 | 6,900 | 6,800円 | 4級 |

附則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

の一部を改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則九 三 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)

平成二十二年十二月二十七日

青林県人事委員会委員長

佐々木

忠

人事委員会規則九(三(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇)

等)の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 人事委員会規則九 三 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)

第三条の見出し中「の特例」を削り、同条第一項を次のように改める。

初日 同じ。) が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額 るすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、 手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受け 所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給さ は、配偶者に係る分を除く。) の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期 給与法」という。) の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員について 外務公務員の給与に関する法律 (昭和二十七年法律第九十三号。以下「外務公務員 という。) であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する 在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員 (以下「所在国勤務の外務公務員) 扶養手当 (当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所 夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。 以下 派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、 末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から (以下「報酬年額」という。) が、外務公務員俸給等相当年額 (当該派遣の期間の 般の派遣職員 (条例第四条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。) の (以下「派遣の日」という。) の前日における当該一般の派遣職員の給料及び

下同じ。) に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当れることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以

発行年月日 日

X

号外第十二 外第三·二

第三条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」 のそれぞれに百分の百以内を乗じて得た額とする。 を「前五項」に改め、

項を同条第六項とし、 |項を加える。 ľ 「月額」を「年額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の 同条第三項を同条第五項とし、 同条第二項中「前項」を「第一

- 2 相当年額から報酬年額を減じた額 (派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合 決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、 にあつては、外務公務員俸給等相当年額)を超えてはならない。 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たつては、 外務公務員俸給等
- 3 規則七 般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。) を昇給するものとし、人事委員会 り標準号給数 ものとする。 に関する条例 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般の派遣職員が、職員の給与 (同条第六項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一 (昭和二十六年七月青森県条例第三十七号) 第四条第五項の規定によ (期末手当及び勤勉手当) 第十四条第一項第三号に掲げる職員である

第三条に次の一項を加える

8 百分の一未満の端数があつてはならないものとする。 第一項、第六項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、

別記様式の別紙中「月額」を「年額」に、

「月額(月額によらない場合は月額に換

算したもの)」を 「弁盥」に改める。

附 則

同

(施行期日)

1

(改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める職員) この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

2

附則第二項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員 会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員 正する条例 (平成二十二年十二月青森県条例第四十一号。以下「改正条例」という。) とする。 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改

(改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員

3 割合を変更する必要があると認めた職員とする。 遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定める職員は、 新たに派遣され、 又は派

(給与の額の計算

4

する。 職員の派遣の日とみなして第三条第一項から第五項までの規定を適用して得た額と 前二項のいずれかに該当した職員の給与は、 人事委員会が適当と認める日を当該

誤

事 委 員 会 事 務 局

| 学委員会 | 分 |
|------------------------|-----|
| 七 | 番 |
| 一 九 一 | 号 |
| 땓 | ページ |
| 上 | 段 |
| III | 行 |
| それらの額」に、「額)」を「額とする。」に、 | 誤 |
| それらの額」に、 | Œ |

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一

銭